

第 25 回定例総会 令和 7 年 6 月 3 0 日

局 長 起立、一同礼、着席

局 長 総会に先立ちまして、6 月の業務報告をいたします。

報告、業務報告

局 長 今回は、農地法施行規則第 29 条の規定に係る届出（小規模転用）が 1 件提出されていますので報告します。

土地の所在は、大字平郡字〇〇番、地目：登記・現況ともに畑、面積 919 m²のうち転用面積 100 m²、申請者は、大字平郡〇〇番地 1 〇〇、転用目的は農業用機械倉庫となっています。地元の 7 番委員が現地を確認されていますので、報告をお願いします。

7 番 1 番について報告します。申請人は三納地区〇〇集落でハウスなす、水稻を作付けされています。申請地は〇〇から東へ約 200m のところにある農地です。申請地にトラクターなどの農機具の倉庫を建築するための申請です。現地も確認しておりますので報告します。

局 長 また、相続届出 3 件、賃貸借合意解約 8 件、使用貸借合意解約 4 件が提出されておりますので併せてご報告いたします。

局 長 これからの、総会進行につきましては、会長にお願いいたします。

会 長 ただ今から令和 7 年度第 25 回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。

本日は、農業委員 15 名 推進委員 14 名、合計 29 名の出席であります。本日の議案件数ではありますが、3 件を提案しております。

議 長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。1 番委員、32 番委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議 長 議案第 131 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 131 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、議案書 1 ページの通り申請件数は 2 件であります。

議 長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

9 番 今回は 24 番委員と私（9 番委員）が会長の命を受けまして、6 月 18 日午前 10 時 00 分より、清係長と申請書の審査等を実施した後、長友事務局長補佐同行のもと、農地法第 5 条 2 件の現地調査を行いました。順次報告しますので、皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

24 番 1 番について説明します。申請地は都於郡地区の〇〇集落で、〇〇から東へ約 50m のところにある農地です。申請人が渡人より売買による所有権の移転を受け駐車場等を整備するために申請されたものです。始末書が添付されていますのでご参照ください。周囲は東側は宅地、西側は雑種地、南側は市道、北側は雑種地となっています。雨水は自然浸透により排水します。転用に伴う、土砂の周辺への流出については、周囲にコンクリートブロックを設置し防ぎます。土地の周辺係者等への説明もされているとのこと。申請地は公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第 2 種農地となります。調査員一同、許可やむなしと判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は〇〇万円です。先月案件で保留となっております。理由としては県より境界の特定に対し意見が出されております。それについて、地図の 4 ページに字図があるのですが、今回の申請地周辺の方に対する境界立ち合い等の実施をお願いしております。現状、〇〇番が所有者不明ということで相続人を見つけることが出来ないという形で意見書がでております。その他の方には境

界についての立ち合いをお願いし、境界杭を設置されました。ご審議をいただければと思います。

議 長 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に 2 番について特別調査員の報告をお願いします。

9 番 2 番について説明します。申請地は東米良地区の〇〇集落で、〇〇から南西へ約 50m のところにある農地です。申請人が渡人より売買による所有権の移転を受け一般個人住宅兼進入路を建設するために申請されたものです。周囲は南東側は県道、北東から北西側は渡人宅地、南西側は宅地、南側は渡人宅地となっています。生活排水は合併浄化槽を介して南東側県道側溝に放流します。転用に伴う、土砂の周辺への流出については、隣接地に土砂などが流出しないようコンクリートブロックを設置します。土地の周辺係者等への説明もされているとのことです。申請地は公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第 2 種農地となります。調査員一同、許可やむなしと判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 土地の売買代金は〇〇万円です。追加で顛末書と写真を添付していますので、そちらもご参照ください。もともと家があったんですが、それを解体されて一部を畑として利用されておりますが、一部この敷地を通して裏の方の家に繋が

る進入路が現在もありますので、顛末書がついているという話になっております。この進入路につきましては活用されていくという形で同意がされています。

議長 2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

8 番 進入路として今後も利用されるということですが、口約束でされているということですか。将来的に自分の敷地だから通らせないということにならないよう、残しておかなくてもいいのでしょうか。

事務局 現在、裏の家に行くにはこの道しかなく、他に行く方法がありません。この部分を分筆するという方法もありますが、字図が合っておらず、測量するとなると全部変えないといけません。そのため、一筆のなかで進入路も入れての申請となっています。ここについては購入される方も含め、売り手、周辺の方々の同意も頂いているという形で対処しました。

議長 ほかにありませんか。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第132号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

局長 議案第132号農地法第3条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書2～3ページの通り、申請件数は6件であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、「受人の権利取得後の農業経営の意思、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した

場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ない」という確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a 当たりの単価等特別な事項等がある場合は、担当者が報告いたします。

議長 1 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

2 番 1 番を説明します。兵庫県の渡人から、三納地区〇〇集落の受人への贈与による所有権移転となります。申請地は〇〇から北へ約 110m のところと、南へ約 200m のところにある農地です。受人は〇〇集落で水稻やハウスピーマン 14ha を作付けしています。現地には早期水稻を作付けしています。農機具はトラクター 3 台、コンバイン 1 台、田植機 1 台、軽トラ 2 台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議長 説明がありました 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に 2 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

17 番 2 番を説明します。妻地区〇〇の渡人から、長年耕作している三財地区〇〇集落の受人への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇から西へ約 300m の水田と〇〇から北へ 300m のところにある農地です。受人は〇〇集

落で水稻や小麦、大豆、そばを 18ha を作付けしています。現地には水稻と麦・そばを作付け予定で農地として利用されることを確認しています。農機具はトラクター3 台、コンバイン 1 台、田植機 1 台、軽トラ 1 台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は総額で〇〇万円です。渡人より現耕作者である受人へ売りたいという話があり、金額も渡人よりこの金額で提示され売買となりました。

議長 説明がありました 2 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に 3 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

17 番 3 番を説明します。三財地区〇〇集落の渡人から、三財地区〇〇集落の受人への親子間の贈与による所有権移転となります。申請地は三財地区〇〇公民館から東へ約 200m のところと、〇〇から北へ約 100m のところにある農地です。受人は〇〇集落で水稻や小麦、大豆、そばを 18ha を作付けしています。現地には水稻と麦・そばを作付け予定で農地として利用されることを確認しています。農機具はトラクター3 台、コンバイン 1 台、田植機 1 台、軽トラ 1 台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等も

ないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明がありました3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に4番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

13番 4番を説明します。三財地区〇〇集落の渡人から、三財地区〇〇集落の受人への親子間の贈与による所有権移転となります。申請地は〇〇周辺にある田畑です。受人は〇〇集落で水稻や野菜 1.3ha を作付けしています。農機具はトラクター1台、田植機1台、軽トラック1台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明がありました4番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に５番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

18 番 ５番を説明します。宮崎市佐土原町の渡人から、都於郡地区〇〇集落の受人への贈与による所有権移転となります。渡人と受人は親戚関係になります。申請地は〇〇から東へ約 700m のところにある農地です。受人は〇〇集落で水稻、ハウスピーマン、繁殖牛で経営され、全体で 2ha 作付されています。現地には飼料作物を作付け予定で農地として利用されることを確認しています。農機具はトラクター 3 台、軽トラック 2 台、普通トラック 1 台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 説明がありました 5 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 6 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

32 番 6 番を説明します。妻地区〇〇集落の渡人から、小林市に住む渡人の姉の子への贈与による所有権移転となります。申請地は〇〇にある〇〇の隣にある農地です。〇〇され実家に帰り申請地も管理されとのことです。現地には野菜を作付け予定で農地として利用されることを確認しています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく

お願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 地図をご覧ください。受人は申請地北側の現在リフォーム中の実家に移り住むということで、申請地の贈与を受け耕作されるという申請です。

議 長 説明がありました 6 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 議案第 133 号農用地利用集積等促進計画の承認について提案いたします。
事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 133 号農用地利用集積等促進計画の承認について説明します。

全ての案件において、農用地利用集積等促進計画の内容は、農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規定に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、県が一括して行うこととなっております。

まず、所有権移転分として議案書 4 ページのとおり 2 件であります。

事務局 今月、初めて制度改正に伴う機構法による農地の売買の案件がありますので説明します。1 番は即売りタイプで渡人より公社が買い、受人に売り渡すとい

うものです。2番は一時貸付タイプで、渡人より公社が買い、4年10か月後に受人が買い入れるというものです。令和7年8月から令和12年6月まで年間2万円で公社が受人に貸付を行います。

議長 説明のありました2件の議案について、一括して審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 引き続き事務局の説明を求めます。

局長 次に賃貸借設定分として議案書5～13ページのとおり14件であります。

事務局 申請番号の9番、10番、14番の受人が〇〇となっていますが、こちらの前受人は〇〇となっておりましたが、経営を農業土木部門と飼料生産部門に分け、新たに〇〇が飼料生産部門を担うこととしたため、耕作者変更となった案件です。

議長 説明のありました14件の議案について、一括して審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 暫時休憩。

議 長 ただ今から協議会とします。

—————協 議 会—————

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 4 時終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長 _____

1 番 _____

32 番 _____